

山口市社会福祉協議会
後援及び共催に関する基準

山口市社協基準第1号
平成18年3月9日制定

(趣旨)

第1条 社会福祉事業および福祉活動の振興に寄与することを目的とした事業の開催者は、当該事業につき、山口市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の後援及び共催を受けることができる。

(申請)

第2条 後援及び共催を受けようとする者は、次の各号の書類を「山口市社会福祉協議会后援・共催申請書」（第1号様式。以下「申請書」という。）に添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業に関する開催要領、実施要綱等（内容が詳細にわかるもの）
- (2) 収支予算書（入場料等がある場合）
- (3) 施設利用許可書の写し（自己管理施設以外の施設を利用する場合で、許可を受けて実施する場合）
- (4) 主催団体の規約、会則等
- (5) その他（必要に応じて添付）

(後援及び共催承諾の基準)

第3条 後援及び共催は、以下のすべてに該当する事業に限り承諾するものとする。

- (1) 地域福祉の推進上有益と認められるものであること。
- (2) 目的が明確であること。
- (3) 開催の日程が明確であること。
- (4) 広く一般市民を対象とした事業であって、原則として山口市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りではない。
- (5) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (6) 主催者が参加者から入場料その他費用を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であって、営利を目的としないこと。

また、以下のいずれかに該当するときは、後援及び共催の承諾は行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (2) 福祉の目的を阻害するおそれのあるとき。
- (3) その事業の性質又は規模等から勘案して、福祉効果が著しくないとき。
- (4) 営利または商業宣伝を目的とするもの。
- (5) 特定の宗教もしくは政治団体を宣伝し、支持し、または、反対する意図があると認められるもの。
- (6) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれがあるもの。

- (7) 実施計画等が不明確で、実施の確実性が疑わしいもの。
- (8) 本会の信用を失墜するおそれのあるもの。
- (9) その他後援及び共催を行うことが不相当と認められるもの。

(後援及び共催の諾否の通知)

第4条 会長は、依頼書を受理したときは、必要な審査を行い、「山口市社会福祉協議会后援・共催、承諾・承諾通知書」(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(後援及び共催の承諾の取消し)

第5条 虚偽その他不正の方法により後援及び共催の承諾を受けたとき、又は次の各号の一に該当する事実が生じたとき、又は本会が認めるときは、後援及び共催の承諾を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実
- (2) 申請書記載事実と異なる事実

(報告書の提出)

第6条 後援及び共催を受けた者は、当該事業が終了したときは、速やかに事業実施報告書(第3号様式)にチラシ、ポスター等事業の実施内容が把握できる資料を添えて、会長に提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成18年3月9日から施行する。

この基準は、平成30年12月1日から施行する。